

静岡県告示第306号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（平成14年静岡県規則第51号）の知事が別に定める職は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職とする。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

| 区分 | 職 |
|--|--|
| 静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）第3条に規定する企業局 | 静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）第2条第2項に掲げる企業職給料表(1)級別職務区分表の適用を受ける職員でその職務の級が5の5級第1号及び6の6級以上である職 |
| 静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例（平成14年静岡県条例第45号）第4条第2項に規定するがんセンター局 | 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年がんセンター局管理規程第2号）第2条第2項に掲げる級別職務区分表の適用を受ける職員で、その職務の級ががんセンター事業職給料表級別職務区分表の5の5級第1号から第3号、がんセンター研究職給料表級別職務区分表の4の4級第1号及び第2号、がんセンター医療職給料表(1)級別職務区分表の3の3級、がんセンター医療職給料表(2)級別職務区分表の6の6級第1号及び第2号、がんセンター医療職給料表(3)級別職務区分表の6の6級以上である職 |

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。